

少年法適用年齢に関する法制審議会への答申に反対する会長声明

法制審議会・少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関連）部会は、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続の整備の在り方について意見を求める諮問（諮問第103号）に対して、2020年9月9日、「取りまとめ」（答申案）を採択し、同年10月29日、法制審議会総会は、部会からの報告を受けて、法務大臣宛ての答申（以下「答申」という。）を採択した。

答申は、罪を犯した18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等として、①いわゆる「原則逆送」対象事件を、死刑又は無期若しくは短期1年以上の新自由刑（仮称）¹の罪の事件にまで拡大する点、②推知報道につき公判請求がされた場合に解禁する点、③同年齢の者をぐ犯の適用対象とせず、また、家庭裁判所の処分は、「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲」でのみ行わなければならないとした点など問題があるといわざるを得ない。

①に関して、未成熟で発展途上にある18歳又は19歳の者に必要とされるものは刑罰より教育であり、原則逆送の対象事件が拡大されれば教育を受ける機会も減ることになる。例えば強盗罪のように、犯行態様や犯罪結果といった犯情の幅が大きい事件もその対象となるところ、比較的犯行態様が軽微な事案（例えば、万引をした少年が店員に発覚し、逃走のために店員に軽く手をあげたような事案）については、不起訴処分や執行猶予となる可能性もある。そうすると、何らの教育的措置も与えられないまま本人は生活を送ることとなるが、本人の更生の機会を奪うだけでなく、再犯防止の観点からも逆効果となる可能性があり、妥当でない。

②に関して、少年法が定める推知報道禁止の趣旨は、少年やその家族の名誉・プライバシーを保護し、それにより少年の更生を図るというものである。推知報道の解禁により、少年が世間からバッシングを受け、それにより進学・就労への支障が生じれば、結果的に本人の立ち直りや家族の生活が害されることが懸念される。更にそのタイミングについても、有罪判決が確定する前の公判請求段階で解禁されれば、その後の審理により無罪判決となったり、家庭裁判所への移送決定がなされたりしたときまでも、少年が立ち直りや今後の社会生活において著しい不利益を被ることにもつながりかねず、この点からも妥当でないということがいえる。

③に関して、ぐ犯の対象者は要保護性が特に高く、保護処分がよりいっそう必要とされる。18歳又は19歳の者をぐ犯の対象から外すことにより、その者らに対して国家が後見的に介入することが難しくなり、ひいては、本人の立ち直りの機会を失わせることにつながりかねない。また、家庭裁判所の処分は要保護性を十分に考慮してその処分が決定されるべきであり、「犯罪の軽重」によって処分の範囲を画するべきではなく、かかる改正は、

家庭裁判所の適切な処遇選択を制約することにもつながりかねず、少年への適切な対応を困難なものにするものといえる。

そのほか、答申には、18歳又は19歳の者に対して不定期刑が適用されないとされている点や資格制限排除の特例の適用がないことなど、少年の立ち直りが阻害されかねない内容が含まれている。

以上の点のとおり、答申が挙げた、罪を犯した18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等は、これまで有効に機能していた現行少年法の枠組みを大きく変えるものであり、少年の立ち直りを阻害することにつながるものであるから、容認することはできない。

当会は、2019年1月23日に「少年法における「少年」の年齢を18歳未満と引き下げることに改めて反対する会長声明」を発出するなどしているが、今般、法制審議会が採択した答申を受け、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げるについて改めて強く反対するとともに、18歳又は19歳の少年の立ち直りの機会が失われるような少年法の改正に強く反対する。

以上

2021年(令和3年)2月17日

宮崎県弁護士会

会長 成見 暁子



ⁱ 新自由刑とは、上記法制審議会において答申された新たな自由刑の制度。①懲役及び禁錮を、新自由刑として単一化する、②新自由刑は、無期及び有期とし、有期新自由刑は、1月以上20年以下とするものとする、③新自由刑は、刑事施設に拘置するものとする、④新自由刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとすることを内容とする。